

松江市法適用処分一覧【不利益処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特別条例根拠
1	総務部 総務課	地方自治法	地縁による団体の認可の取消し	第260条の2第14項	
2	防災安全部 防災安全課	災害対策基本法	災害の拡大防止措置の指示	第59条第1項	
3	防災安全部 防災安全課	災害対策基本法	応急措置業務への従事命令	第65条第1項	
4	防災安全部 防災安全課	水防法	居住者等への水防業務従事命令	第24条	
5	防災安全部 防災安全課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	危険物質等の取扱者の措置命令	第103条第3項	
6	防災安全部 防災安全課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示	第111条第1項	
7	財政部 資産経営課	地方自治法	行政財産の使用許可の取消し	第238条の4第9項	
8	産業観光部 商工企画課	中心市街地の活性化に関する法律	改善命令	第28条	
9	産業観光部 商工企画課	中心市街地の活性化に関する法律	計画の認定の取消し	第29条第1項	
10	産業観光部 商工企画課	中心市街地の活性化に関する法律	改善命令	第53条第2項	
11	産業観光部 商工企画課	中心市街地の活性化に関する法律	中心市街地整備推進機構の指定の取消し	第53条第3項	
12	産業観光部 定住企業立地推進課	工場立地法	勧告に係る事項の変更の命令	第10条第1項	○
13	産業観光部 農政課	農地法	措置命令	第44条第1項	
14	産業観光部 農政課	市民農園整備促進法	認定の取消し	第10条	
15	産業観光部 農政課	農業振興地域の整備に関する法律	協定の認可の取消し	第18条の11第1項	
16	産業観光部 農政課	集落地域整備法施行令	協定の認定の取消し	第11条第3項	
17	産業観光部 農政課	農業経営基盤強化促進法	改善命令	第11条の13において準用する第10条	
18	産業観光部 農政課	農業経営基盤強化促進法	承認の取消し	第11条の13において準用する第11条第1項	
19	産業観光部 農政課	農業経営基盤強化促進法	農業経営改善計画の認定の取消し	第12条の2第2項	
22	産業観光部 農政課	農業経営基盤強化促進法	青年等就農計画の認定の取消し	第14条の5第2項	
21	産業観光部 農政課	農業経営基盤強化促進法	農用地利用集積計画の取消し	第20条の2第2項	
22	産業観光部 農政課	農業経営基盤強化促進法	農用地利用規程の認定の取消し	第24条第3項	
23	産業観光部 農政課	農業災害補償法	組合員等への事務費の賦課	第87条第1項	
24	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	受益者からの負担金の徴収	第90条第6項	
25	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	目的外用途使用者等の特別徴収	第90条の2第1項	
26	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	目的外用途使用者等の特別徴収	第90条の2第4項	
27	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	目的外用途使用者等の特別徴収	第90条の2第6項	
28	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	受益者からの分担金の徴収	第91条第3項	
29	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	目的外用途使用者等の特別徴収	第91条の2第1項	
30	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	目的外用途使用者等の特別徴収	第91条の2第4項	
31	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用)	第96条の4	
32	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	特別徴収金の徴収(法第36条の2第1項の準用)	第96条の4	
33	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	一時利用地指定(法第53条の5第1項の準用)	第96条の4	
34	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	換地処分前の使用収益停止(法第53条の6第1項の準用)	第96条の4	
35	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	仮清算金支払地の使用収益の停止(法第53条の6第2項の準用)	第96条の4	
36	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	一時利用地指定の利益相当額徴収(法第53条の8第2項の準用)	第96条の4	
37	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	清算金の徴収	第108条第2項	
38	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	土地改良事業の障害物の除去等	第119条	
39	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	施業実施協定の認可の取消し	第10条の11の16第1項	
40	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	中止又は必要な行為をすべき旨の命令(第10条の2第1項に規定する許可に係るものに限る。)	第10条の3	○

松江市法適用処分一覧【不利益処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特別条例根拠
41	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	保安林予定森林における行為の禁止	第31条	○
42	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	択伐又は間伐の計画の変更の命令	第34条の2第2項(第34条の3第2項において準用する場合を含む。)	○
43	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	負担すべき金額の徴収	第36条第4項	○
44	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	伐採の中止又は造林に必要な行為をすべき旨の命令	第38条第1項	○
45	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令	第38条第2項	○
46	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	造林に必要な行為をすべき旨の命令	第38条第3項	○
47	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	植栽をすべき旨の命令	第38条第4項	○
48	産業観光部 農林基盤整備課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	許可の取消し	第10条第2項	○
49	産業観光部 農林基盤整備課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	登録の取消し	第22条第2項	○
50	産業観光部 農林基盤整備課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	必要な措置を執ることの命令	第24条第9項	○
51	産業観光部 農林基盤整備課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	許可の取消し	第24条第10項	○
52	産業観光部 水産振興課	海岸法	海岸占用料、土石採取料の徴収	第11条	
53	産業観光部 水産振興課	海岸法	占用許可の取消し、行為中止命令等	第12条第1項	
54	産業観光部 水産振興課	海岸法	占用許可の取消し、行為中止命令等	第12条第2項	
55	産業観光部 水産振興課	海岸法	補償費用の原因者への負担命令	第12条第6項	
56	産業観光部 水産振興課	海岸法	工事原因者への工事施行命令	第16条第1項	
57	産業観光部 水産振興課	海岸法	海岸保全施設の改良、補修命令等	第21条第1項	
58	産業観光部 水産振興課	海岸法	海岸保全施設の改良、補修命令等	第21条第2項	
59	産業観光部 水産振興課	海岸法	工事原因者への費用負担命令	第31条第1項	
60	産業観光部 水産振興課	海岸法	付帯工事費用の原因者負担命令	第32条第3項	
61	産業観光部 水産振興課	海岸法	受益者への工事費用負担命令	第33条第1項	
62	産業観光部 水産振興課	海岸法	負担金等の督促	第35条第1項	
63	産業観光部 水産振興課	海岸法	延滞金の徴収	第35条第2項	
64	産業観光部 水産振興課	漁港漁場整備法	土地、水面等の使用及び収用等の処分	第36条第2項	
65	産業観光部 水産振興課	漁港漁場整備法	原状回復命令	第37条第2項	
66	産業観光部 水産振興課	漁港漁場整備法	特定漁港施設運営の事業を実施するために必要な資力及び信用認定の取消し	第37条の2第8項	
67	産業観光部 水産振興課	漁港漁場整備法	監督処分	第39条の2第1項及び第2項	
68	産業観光部 水産振興課	漁港漁場整備法	土砂採取料、占用料の徴収	第39条の5第1項	
69	産業観光部 水産振興課	漁港漁場整備法	過怠金の徴収	第39条の5第2項	
70	産業観光部 水産振興課	港湾法	港湾区域内における占有料土砂採取料の徴収	第37条第4項	
71	産業観光部 水産振興課	港湾法	占有料・土砂採取料の過怠金の徴収	第37条第5項	
72	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	施設又は補償の命令(第50条において準用する法の規定に基づく事務及び公有水面埋立法施行令第33条第2項において準用する政令の規定に基づく事務のうち、次に掲げる事務に相当するものを含む。)(漁港漁場整備法第25条第1項又は第2項の規定により漁港管理者が市町村である漁港の区域(河川区域と重複する部分を除く。)に係るものに限る。以下同じ。)	第10条(第42条第3項において準用する場合を含む。)	○
73	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	免許料の徴収(額及び納付期限の決定に限る。)	第12条第1項	○
74	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	災害防止に関する義務の命令	第30条	○
75	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	物件の除却の命令	第31条(第42条第3項において準用する場合を含む。)	○
76	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	処分の取消し、その効力の制限若しくはその条件の変更又は物件の改築若しくは除却、施設若しくは原状回復の命令	第32条第1項(第36条において準用する場合を含む。)	○
77	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	補償の命令	第32条第2項	○
78	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	更正又は施設の命令	第33条第1項	○
79	産業観光部 観光施設課	自然公園法	受益者への公園事業の執行に要する費用の負担命令	第58条	

松江市法適用処分一覧【不利益処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特別条例根拠
80	産業観光部 観光施設課	自然公園法	原因者への工事費用負担命令	第59条	
81	市民部 市民生活相談課	特定非営利活動促進法	改善の命令(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。以下同じ。)	第42条	○
82	市民部 市民生活相談課	特定非営利活動促進法	設立の認証の取消し	第43条第1項及び第2項	○
83	市民部 市民課	墓地、埋葬等に関する法律	施設の整備改善若しくは使用の制限若しくは禁止の命令又は許可の取消し	第19条	○
84	市民部 保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律	保険料の徴収	第104条	
85	市民部 保険年金課	国民健康保険法	被保険者証の返還命令	第9条第3項	
86	市民部 保険年金課	国民健康保険法	一部負担金不払いによる徴収	第42条第2項	
87	市民部 保険年金課	国民健康保険法	故意の場合の給付制限	第60条	
88	市民部 保険年金課	国民健康保険法	闘争・泥酔等の場合の給付制限	第61条	
89	市民部 保険年金課	国民健康保険法	療養に関する指示に従わない場合の給付制限	第62条	
90	市民部 保険年金課	国民健康保険法	強制診断等拒否の場合の給付制限	第63条	
91	市民部 保険年金課	国民健康保険法	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止	第63条の2	
92	市民部 保険年金課	国民健康保険法	被保険者に対する不正利得の徴収	第65条第1項	
93	市民部 保険年金課	国民健康保険法	国保医に対する連帯納付命令	第65条第2項	
94	市民部 保険年金課	国民健康保険法	療養取扱機関の費用納付命令等	第65条第3項	
95	市民部 保険年金課	国民健康保険法	保険料の徴収	第76条	
96	健康福祉部 保健福祉課	児童福祉法	助産の実施の解除	第22条	
97	健康福祉部 保健福祉課	児童福祉法	母子保護の実施の解除	第23条	
98	健康福祉部 保健福祉課	児童福祉法	児童等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除	第25条の7第1項第2号	
99	健康福祉部 保健福祉課	児童福祉法	障害福祉サービス及び助産の実施又は母子保護の実施に要する費用の徴収	第56条第2項	
100	健康福祉部 保健福祉課	児童福祉法	費用の滞納等に対する処分	第56条第10項	
101	健康福祉部 保健福祉課	児童手当法	受給資格の喪失	第4条	
102	健康福祉部 保健福祉課	児童手当法	支給の制限	第5条	
103	健康福祉部 保健福祉課	児童手当法	手当の不支給	第10条	
104	健康福祉部 保健福祉課	児童手当法	調査拒否等による手当支払差止め	第11条	
105	健康福祉部 保健福祉課	児童手当法	支払いの調整	第13条	
106	健康福祉部 保健福祉課	児童手当法	不正利得の徴収	第14条	
107	健康福祉部 保健福祉課	児童扶養手当法	受給資格者の所得による支給の制限①	第9条第1項	
108	健康福祉部 保健福祉課	児童扶養手当法	受給資格者の所得による支給の制限②	第9条の2	
109	健康福祉部 保健福祉課	児童扶養手当法	父又は母に対する手当の支給の制限	第10条	
110	健康福祉部 保健福祉課	児童扶養手当法	養育者に対する手当の支給の制限	第11条	
111	健康福祉部 保健福祉課	児童扶養手当法	児童扶養手当の返還	第12条第2項	
112	健康福祉部 保健福祉課	児童扶養手当法	受給資格者に対する手当の支給の制限	第13条の2第1項	
113	健康福祉部 保健福祉課	児童扶養手当法	規定違反に対する支給の制限	第14条	
114	健康福祉部 保健福祉課	児童扶養手当法	届出等不履行の支払の差止め	第15条	
115	健康福祉部 保健福祉課	児童扶養手当法	不正利得の徴収	第23条第1項	
116	健康福祉部 保健福祉課	母子及び寡婦福祉法	母子家庭の母に対する居宅における介護等の措置の解除	第17条	
117	健康福祉部 保健福祉課	母子及び寡婦福祉法	寡婦に対する居宅における介護等の措置の解除	第33条第2項	
118	健康福祉部 保健福祉課	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	受給資格の喪失	第4条	
119	健康福祉部 保健福祉課	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	調査書類提出命令拒否による支給制限	第9条	
120	健康福祉部 保健福祉課	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	届出等拒否による手当支払い差止め	第10条	
121	健康福祉部 保健福祉課	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	支払の調整	第12条	
122	健康福祉部 保健福祉課	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	不正利得の徴収	第13条第1項	
123	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	社会福祉法人に対する措置命令	第56条第6項	○
124	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	社会福祉法人に対する業務の全部若しくは一部の停止の命令	第56条第7項	○
125	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	社会福祉法人に対する解散命令	第56条第8項	○

松江市法適用処分一覧【不利益処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特例条例根拠
126	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止の命令	第57条	○
127	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	措置命令(軽費老人ホームに係るものに限る。)	第71条	○
128	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	経営の制限、停止の命令又は許可の取消し(軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものに限る。)	第72条第1項	○
129	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	経営の制限、停止の命令又は許可若しくは認可の取消し(社会福祉事業に係る施設の設置又は開始の届出、許可又は認可(この条の規定により市町村が処理することとされたもの)に限り、放課後児童健全育成事業に係るものを除く。)を必要とする社会福祉事業に係るものに限る。)(軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものに限る。)	第72条第2項	○
130	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	経営の制限又は停止の命令(軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものに限る。)	第72条第3項	○
131	健康福祉部 監査指導課	児童福祉法	改善の勧告又は命令	第46条第3項	○
132	健康福祉部 監査指導課	児童福祉法	事業の停止の命令	第46条第4項	○
133	健康福祉部 監査指導課	児童福祉法	児童福祉施設の設置の認可の取消し	第58条	○
134	健康福祉部 監査指導課	児童福祉法	事業の停止又は施設の閉鎖の命令	第59条第5項	○
135	健康福祉部 監査指導課	老人福祉法	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する措置命令	第18条の2第1項	○
136	健康福祉部 監査指導課	老人福祉法	老人居宅生活支援事業者等に対する事業の制限又は停止の命令	第18条の2第2項	○
137	健康福祉部 監査指導課	老人福祉法	養護老人ホーム等の設置者に対する設備若しくは運営の改善若しくは事業の停止若しくは廃止の命令又は養護老人ホーム等の設置の認可の取消し	第19条第1項	○
138	健康福祉部 監査指導課	老人福祉法	有料老人ホームの設置者に対する措置命令	第29条第9項	○
139	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	指定居宅サービス事業者に対する措置命令	第76条の2第3項	○
140	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	指定居宅サービス事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止	第77条第1項	○
141	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	指定居宅介護支援事業者に対する措置命令	第83条の2第3項	○
142	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止	第84条第1項	○
143	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	指定介護老人福祉施設の開設者に対する措置命令	第91条の2第3項	○
144	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止	第92条第1項	○
145	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	介護老人保健施設の全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令	第101条	○
146	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	介護老人保健施設の管理者の変更の命令	第102条第1項	○
147	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	介護老人保健施設の開設者に対する措置命令又は業務の停止の命令	第103条第3項	○
148	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	介護老人保健施設の開設の許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止	第104条第1項	○
149	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	指定介護予防サービス事業者に対する措置命令	第115条の8第3項	○
150	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止	第115条の9第1項	○
151	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	指定若しくは許可の取消し又は指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力の停止(第115条の3第4項の規定による命令に従わず指定若しくは許可の取消し又は指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力の停止をすることが適当である旨の通知を知事から得た場合に限る。)(指定介護療養型医療施設に係るものを除く。)	第115条の35第6項	○
152	健康福祉部 子育て課	児童福祉法	保育の実施等の解除	第24条第1項	
153	健康福祉部 子育て課	児童福祉法	保育の実施に要する保育費用の徴収	第56条第3項	
154	健康福祉部 介護保険課	老人福祉法	在宅サービスの提供に係る措置の解除	第10条の4第1項	
155	健康福祉部 介護保険課	老人福祉法	日常生活用具の給付等の措置の解除	第10条の4第2項	
156	健康福祉部 介護保険課	老人福祉法	養護老人ホーム等への入所措置等の解除	第11条第1項	
157	健康福祉部 介護保険課	老人福祉法	入所措置費用の徴収	第28条第1項	
158	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	不正利得の徴収	第22条	
159	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	職権による要介護状態区分の変更の認定	第30条第1項	
160	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	要介護認定の取消し	第31条第1項	
161	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	職権による要支援状態区分の変更の認定	第33条の3第1項	
162	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	要支援認定の取消し	第34条第1項	
163	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	保険給付の制限	第64条	
164	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	保険給付の制限	第65条	

松江市法適用処分一覧【不利益処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特別条例根拠
165	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	保険料滞納者に係る支払方法の変更	第66条第1項及び第2項	
166	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	保険給付の支払の一時差止	第67条第1項及び第2項	
167	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止	第68条第1項及び第2項	
168	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例	第69条第1項	
169	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	措置命令	第78条の9第3項	
170	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し等	第78条の10	
171	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する措置命令	第115条の18第3項	
172	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消し等	第115条の19	
173	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	指定介護予防支援事業者に対する措置命令	第115条の28第3項	
174	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	指定介護予防支援事業者の指定の取消し等	第115条の29	
175	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	介護サービス事業者の勧告不履行に対する措置命令	第115条の34第3項	
176	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	保険料額の決定	第129条第1項	
177	健康福祉部 障がい者福祉課	児童福祉法	障害福祉サービス提供の措置解除	第21条の6	
178	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	障害児福祉手当の受給資格の喪失	第17条	
179	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	障害児福祉手当の支給の制限①	第20条	
180	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	障害児福祉手当の支給の制限②	第21条	
181	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	障害児福祉手当の返還	第22条第2項	
182	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	不正利得の徴収	第24条	
183	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	障害児福祉手当の不支給	第26条	
184	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	調査拒否等による手当支払差止め	第26条	
185	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	手当の支払の調整	第26条	
186	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別障害者手当の受給資格の喪失	第26条の2	
187	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別障害者手当の支給の調整	第26条の4	
188	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別障害者手当の不支給	第26条の5	
189	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	調査拒否等による手当支払差止め	第26条の5	
190	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別障害者手当の支払の調整	第26条の5	
191	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別障害者手当の支給の制限①	第26条の5	
192	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別障害者手当の支給の制限②	第26条の5	
193	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別障害者手当の返還	第26条の5	
194	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	不正利得の徴収	第26条の5	
195	健康福祉部 障がい者福祉課	身体障害者福祉法	更生に必要な指導措置の解除	第17条の2第1項第3号	
196	健康福祉部 障がい者福祉課	身体障害者福祉法	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除	第18条	
197	健康福祉部 障がい者福祉課	身体障害者福祉法	障害福祉サービスの措置に要する費用の徴収	第38条第1項	
198	健康福祉部 障がい者福祉課	知的障害者福祉法	障害福祉サービスの措置の解除	第15条の4	
199	健康福祉部 障がい者福祉課	知的障害者福祉法	知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除	第16条第1項第1号	
200	健康福祉部 障がい者福祉課	知的障害者福祉法	障害者支援施設等への入所措置の解除	第16条第1項第2号	
201	健康福祉部 障がい者福祉課	知的障害者福祉法	職親委託措置の解除	第16条第1項第3号	

松江市法適用処分一覧【不利益処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特例条例根拠
202	健康福祉部 障がい者福祉課	知的障害者福祉法	知的障害者の入所措置に要する費用の徴収	第27条	
203	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	不正利得の徴収	第8条	
204	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	支給決定の取消し	第25条第1項	
205	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	支給認定の取消し	第57条第1項	
206	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法施行規則	サービス利用計画作成費の支給の取消し	第32条の4第1項	
207	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法施行規則	特定障害者特別給付費等の支給の取消し	第34条の6第1項	
208	健康福祉部 生活福祉課	水難救護法	救護費用の納付命令	第15条第2項	
209	健康福祉部 生活福祉課	生活保護法	職権による保護の変更	第25条第2項	
210	健康福祉部 生活福祉課	生活保護法	保護の停止、廃止	第26条	
211	健康福祉部 生活福祉課	生活保護法	調査に応じないときの保護廃止等	第28条第4項	
212	健康福祉部 生活福祉課	生活保護法	保護の変更、停止、廃止	第62条第3項	
213	健康福祉部 生活福祉課	生活保護法	費用返還額決定	第63条	
214	健康福祉部 生活福祉課	生活保護法	扶養義務者からの費用徴収	第77条	
215	健康福祉部 生活福祉課	生活保護法	不正受給者からの費用徴収	第78条	
216	健康福祉部 保健センター	予防接種法	賠償受給による給付の制限	第18条第1項	
217	健康福祉部 保健センター	予防接種法	賠償受給額相当額の返還命令	第18条第2項	
218	健康福祉部 保健センター	予防接種法	不正受給者からの給付額の徴収	第19条第1項	
219	健康福祉部 保健センター	予防接種法	予防接種の実費の徴収	第28条	
220	健康福祉部 保健センター	予防接種法施行令	障害年金の給付の額の変更	第15条	
221	健康福祉部 保健センター	予防接種法施行令	命令に従わない場合の給付差止め	第16条第2項	
222	健康福祉部 保健センター	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収	第63条第1項	
223	健康福祉部 保健センター	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収	第63条第2項	
224	健康福祉部 保健センター	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	物件に係る措置の実費徴収	第63条第3項	
225	健康福祉部 保健センター	児童福祉法	事務の適正な実施のための監督上の命令	第21条の13	
226	環境保全部 環境保全課	騒音規制法	騒音防止方法の改善命令(特定工場)	第12条第2項	
227	環境保全部 環境保全課	騒音規制法	騒音防止方法の改善命令(特定建設作業)	第15条第2項	
228	環境保全部 環境保全課	振動規制法	振動防止方法の改善命令(特定工場)	第9条及び第12条第2項	
229	環境保全部 環境保全課	振動規制法	振動防止方法の改善命令(特定建設作業)	第15条第2項	
230	環境保全部 環境保全課	悪臭防止法	悪臭原因物の排出減少措置の実施命令	第8条第2項	
231	環境保全部 環境保全課	悪臭防止法	悪臭原因物排出防止応急措置命令	第10条第3項	
232	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物収集運搬業の停止命令	第7条の3	
233	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処分業の停止命令	第7条の3	
234	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し	第7条の4	
235	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処分業の許可取消し	第7条の4	
236	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理業者への必要な措置命令	第19条の3第1号	
237	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令	第19条の4第1項	
238	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去等の措置命令	第19条の4の2第1項	
239	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	第19条の7第2項	
240	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	第19条の7第3項	
241	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	第19条の7第4項	
242	環境保全部 環境保全課	浄化槽法	浄化槽の清掃について必要な指示	第41条第1項	
243	環境保全部 環境保全課	浄化槽法	浄化槽清掃業の許可の取消し等	第41条第2項	
244	環境保全部 環境保全課	大気汚染防止法	基準適合命令等(一般粉じん発生施設)	第18条の4	
245	環境保全部 環境保全課	水質汚濁法	計画変更命令等(特定施設)	第8条	

松江市法適用処分一覧【不利益処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特例条例根拠
246	環境保全部 環境保全課	水質汚濁法	排水基準に適合しない排出水の排出に係る改善命令、一時停止命令(特定施設)	第13条第1項	
247	環境保全部 環境保全課	水質汚濁法	特定地下浸透水の浸透に係る改善命令等、一時停止命令(特定施設)	第13条の2第1項	
248	環境保全部 環境保全課	水質汚濁法	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の改善命令、一時停止命令	第13条の3第1項	
249	環境保全部 環境保全課	水質汚濁法	事故時の措置	第14条の2第4項	
250	環境保全部 環境保全課	水質汚濁法	地下水の水質の浄化に係る措置命令等	第14条の3第1項及び第2項	
251	環境保全部 環境保全課	水質汚濁法	緊急時の措置	第18条	
252	環境保全部 環境保全課	湖沼水質保全特別措置法	湖沼特定事業場に係る計画変更命令等の特例	第8条	
253	環境保全部 環境保全課	湖沼水質保全特別措置法	湖沼特定事業場に係る改善命令等の特例	第10条	
254	環境保全部 環境保全課	湖沼水質保全特別措置法	指定施設の構造又は使用の方法の改善命令	第20条第2項	
255	環境保全部 環境保全課	湖沼水質保全特別措置法	準用指定施設の構造又は使用の方法の改善命令	第22条第2項(第20条第2項の準用)	
256	環境保全部 環境保全課	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者等の解任命令	第10条	
257	環境保全部 環境保全課	土壌汚染対策法	使用が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった土地に係る報告又は報告内容の是正命令	第3条第3項	
258	環境保全部 環境保全課	土壌汚染対策法	土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の審査及び結果報告の命令	第4条第2項	
259	環境保全部 環境保全課	土壌汚染対策法	土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査及び結果報告の命令	第5条第1項	
260	環境保全部 環境保全課	土壌汚染対策法	要措置区域に係る汚染土壌の除去等の措置命令	第7条第4項	
261	環境保全部 環境保全課	土壌汚染対策法	形式変更時要届出区域内における土地の形質の変更の施行方法に関する計画変更命令	第12条第4項	
262	環境保全部 環境保全課	土壌汚染対策法	要措置区域又は形質変更時要届出区域内の汚染土壌の区域外への搬出届に係る措置命令	第16条第4項	
263	環境保全部 環境保全課	土壌汚染対策法	汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置命令	第19条	
264	環境保全部 環境保全課	土壌汚染対策法	汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置命令	第24条	
265	環境保全部 環境保全課	土壌汚染対策法	汚染土壌処理業の許可の取消し又は事業の全部停止若しくは一部停止の命令	第25条	
266	環境保全部 環境保全課	土壌汚染対策法	廃止した事業の用に供し、又は取り消された許可に係る汚染土壌処理施設に対する措置命令	第27条第2項	
267	環境保全部 リサイクル都市推進課	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則	転換計画の認定の取消し	第5条第5項	
268	歴史まちづくり部 都市政策課	土地収用法	物件移転費用等の納付命令	第128条第3項	
269	歴史まちづくり部 都市政策課	土地収用法	物件移転費用等の納付命令(第128条第3項の準用)	第138条第1項	
270	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	特定事業参加者の負担金の徴収	第56条の2第1項	
271	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	負担金の督促	第56条の3第1項	
272	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	延滞金の徴収	第56条の3第2項	
273	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	土地の引渡等に要した費用の徴収	第99条第1項	
274	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	土地の引渡等に要した費用の納付	第99条第3項	
275	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	費用の督促	第99条第4項	
276	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	特定建築者の決定の取消し	第99条の8第1項	
277	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	土地の明渡し請求	第99条の8第2項	
278	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条第1項の準用)	第99条の8第5項	
279	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条第3項の準用)	第99条の8第5項	
280	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	費用の督促(第99条第4項の準用)	第99条の8第5項	
281	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	清算金の徴収	第104条	

松江市法適用処分一覧【不利益処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特例条例根拠
282	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	清算金の督促	第106条第2項	
283	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	延滞金の徴収	第106条第3項	
284	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	清算金の徴収(第104条第1項の準用)	第111条	
285	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	清算金の徴収	第118条の24第1項	
286	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	清算金の督促(第106条第2項の準用)	第118条の24第2項	
287	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	延滞金の徴収(第106条第3項の準用)	第118条の24第2項	
288	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	清算金の徴収(第118条の24第1項の準用)	第118条の25の2第3項	
289	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	清算金の督促(第118条の24第2項・第106条第2項の準用)	第118条の25の2第3項	
290	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	延滞金の徴収(第118条の24第2項・第106条第3項の準用)	第118条の25の2第3項	
291	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	物件の移転命令	第118条の27第1項	
292	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	特定建築者の決定の取消し(第99条の8第1項の準用)	第118条の28第2項	
293	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	土地の明渡し請求(第99条の8第2項の準用)	第118条の28第2項	
294	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条の8第5項・第99条第1項の準用)	第118条の28第2項	
295	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条の8第5項・第99条第3項の準用)	第118条の28第2項	
296	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	費用の督促(第99条の8第5項・第99条第4項の準用)	第118条の28第2項	
297	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	公共施設管理者に対する負担金の請求	第121条第1項	
298	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	建築物の移転又は除去費用の徴収	第78条第2項	
299	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	仮清算金の徴収	第102条第1項	
300	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	清算金の徴収	第110条第1項	
301	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	清算金の督促	第110条第3項	
302	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	督促手数料及び延滞金の徴収	第110条第4項	
303	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し	第117条の2第4項	
304	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再生特別措置法	協定の認定の取消し	第77条	
305	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再生特別措置法	改善措置命令及び指定の取消し	第121条第2項及び第3項	
306	歴史まちづくり部 都市政策課	農住組合法	準用する土地改良法第108条第2項による清算金の徴収	第11条	
307	歴史まちづくり部 都市政策課	都市計画法	許可若しくは承認の取消し、変更、その効力の停止、その条件の変更若しくは新たな条件の付加又は行為の停止の命令若しくは必要な措置を執ることの命令(第3章第1節の規定による開発行為等の規制又は第53条第1項の許可に係るものに限る。)	第81条第1項	○
308	歴史まちづくり部 都市政策課	都市計画法	工事完了の検査	第36条第2項	
309	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	原状回復又は移転若しくは除却の命令	第66条第4項	○
310	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	必要な措置の命令(施行者が個人施行者、組合又は再開発会社である場合に限り。)	第124条第3項	○
311	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	事業又は会計の状況の検査及び必要な措置の命令	第124条の2第1項	○
312	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	施行の認可の取消し	第124条の2第2項	○
313	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	必要な措置の命令	第125条第3項	○
314	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	組合の設立の認可の取消し	第125条第4項	○

松江市法適用処分一覧【不利益処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特別条例根拠
315	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し	第125条第7項	○
316	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	原状回復の命令又は移転若しくは除却の命令	第76条第4項	○
317	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	事業又は会計の状況の検査及び必要な措置の命令(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第124条第1項	
318	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	認可の取消し(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第124条第2項	
319	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	必要な措置の命令(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第125条第3項	
320	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	組合の設立の認可の取消し(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第125条第4項	
321	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第125条第7項	
322	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	必要な措置の命令(区画整理会社に係るものに限る。)	第125条の2第3項	
323	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	施行についての認可の取消し(区画整理会社に係るものに限る。)	第125条の2第4項	
324	歴史まちづくり部 都市政策課	駐車場法	必要な措置をとるべき旨の命令及び供用停止の命令	第19条	○
325	歴史まちづくり部 都市政策課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	必要な措置をとるべき旨の命令	第12条第3項	○
326	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	歴史的風致維持向上支援法人に対する措置命令及び指定の取消し	第36条第2項及び第3項	
327	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないもの変更命令等	第17条第1項	
328	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるための原状回復命令	第17条第5項	
329	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	景観重要建造物の景観保全のための原状回復命令	第23条第1項	
330	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	景観重要建造物の管理改善の措置命令	第26条	
331	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	景観重要樹木の景観保全のための原状回復命令(第23条第1項の準用)	第32条第1項	
332	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	景観重要樹木の管理改善の措置命令	第34条	
333	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	違反建築物に対する措置命令	第64条第1項	
334	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令	第70条第1項	
335	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	景観整備機構に対する業務改善命令	第95条第2項	
336	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	景観整備機構の指定の取消し	第95条第3項	
337	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市緑地法	認定の取消し	第65条	
338	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	原状回復等の措置の指示	第10条第2項	
339	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	原因者への費用負担命令	第13条	
340	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	付帯工事原因者への費用負担命令	第14条第2項	
341	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令	第26条第2項	
342	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	公園保全立体区域内の土石の採取などによる損害防止等措置命令	第26条第4項	
343	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	都市公園の原状回復等の命令	第27条第1項	
344	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	工作物等の除去などの措置に係る費用負担	第27条第9項	
345	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	公園予定区域等における原状回復等の措置の指示等(第10条第2項の準用)	第33条第4項	
346	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	公園予定区域等における原因者への費用負担命令(第13条の準用)	第33条第4項	
347	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	公園予定区域等における付帯工事原因者への費用負担命令(第14条第2項の準用)	第33条第4項	
348	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令(第26条第2項の準用)	第33条第4項	

松江市法適用処分一覧【不利益処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特別条例根拠
349	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令(第26条第4項の準用)	第33条第4項	
350	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	公園予定区域等における原状回復等の命令(第27条第1項の準用)	第33条第4項	
351	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担(第27条第9項の準用)	第33条第4項	
352	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	違反建築物の除却、移転等の命令	第9条第1項	
353	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	違反建築物の仮の使用禁止、使用制限	第9条第7項	
354	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	違反建築工事について緊急の必要のある停止命令	第9条第10項	
355	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	保安上危険な建築物の除却命令等	第10条第2項	
356	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	危険建築物の使用禁止、使用制限	第10条第3項	
357	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	私道の変更又は廃止の制限	第45条第1項	
358	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画等における措置命令	第86条の8第5項	
359	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画等の認定取消し	第86条の8第6項	
360	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	危害防止のための除却等措置命令(第90条の準用における第9条第1項の準用)	第87条の2	
361	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	建築設備における緊急時の使用禁止、使用制限命令(第90条の準用における第9条第7項の準用)	第87条の2	
362	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	危害防止のための工事停止命令(第90条の準用における第9条第10項の準用)	第87条の2	
363	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	工事中の建築設備に係る措置命令(第90条の2第1項の準用)	第87条の2第1項	
364	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	違反煙突等の除却、移転等の命令(第9条第1項の準用)	第88条第1項	
365	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	違反煙突等の仮の使用禁止、使用制限(第9条第7項の準用)	第88条第1項	
366	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	違反煙突等工事について緊急の必要のある停止命令(第9条第10項の準用)	第88条第1項	
367	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	保安上危険な煙突等の除却命令等(第10条第2項の準用)	第88条第1項	
368	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	危険煙突等の使用禁止、使用制限(第10条第3項の準用)	第88条第1項	
369	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	危害防止のための除却等措置命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第1項の準用)	第88条第1項	
370	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第7項の準用)	第88条第1項	
371	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	危害防止のための工事停止命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第10項の準用)	第88条第1項	
372	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	違反製造施設等の除却、移転等の命令(第9条第1項の準用)	第88条第2項	
373	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	違反製造施設等の仮の使用禁止、使用制限(第9条第7項の準用)	第88条第2項	
374	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	違反製造施設等工事について緊急の必要のある停止命令(第9条第10項の準用)	第88条第2項	
375	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	危害防止のための除却等措置命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第1項の準用)	第88条第2項	
376	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第7項の準用)	第88条第2項	
377	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	危害防止のための工事停止命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第10項の準用)	第88条第2項	
378	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	工事中の建設設備に係る措置命令(第90条の2第1項の準用)	第88条第2項	
379	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	違反看板等の除却、移転等の命令(第66条に規定する工作物に係る第9条第1項の準用)	第88条第3項	
380	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	違反看板等の仮の使用禁止、使用制限(第66条に規定する工作物に係る第9条第7項の準用)	第88条第3項	
381	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	違反看板等設置工事について緊急の必要のある停止命令(第66条に規定する工作物に係る第9条第10項の準用)	第88条第3項	
382	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	保安上危険な看板等の除却命令等(第66条に規定する工作物に係る第10条第2項の準用)	第88条第3項	

松江市法適用処分一覧【不利益処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特別条例根拠
383	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	危険看板等の使用禁止、使用制限(第66条に規定する工作物に係る第10条第3項の準用)	第88条第3項	
384	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	危害防止のための除却等措置命令(第9条第1項の準用)	第90条第3項	
385	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第9条第7項の準用)	第90条第3項	
386	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	危害防止のための工事停止命令(第9条第10項の準用)	第90条第3項	
387	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	工事中の特殊建築物に係る措置命令	第90条の2第1項	
388	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第9条第7項の準用)	第90条の2第2項	
389	歴史まちづくり部 建築指導課	建築物の耐震改修の促進に関する法律	認定事業者に対する改善命令	第20条	
390	歴史まちづくり部 建築指導課	建築物の耐震改修の促進に関する法律	建築物の耐震改修の計画の認定の取消し	第21条	
391	歴史まちづくり部 建築指導課	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	改善命令	第13条	
392	歴史まちづくり部 建築指導課	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	計画の認定の取消し	第14条	
393	歴史まちづくり部 建築指導課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特別特定建築物に係る基準適合命令	第15条第1項	
394	歴史まちづくり部 建築指導課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	認定建築主等に対する改善命令	第21条	
395	歴史まちづくり部 建築指導課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し	第22条	
396	歴史まちづくり部 建築指導課	都市の低炭素化の促進に関する法律	改善命令	第57条	
441	歴史まちづくり部 建築指導課	都市の低炭素化の促進に関する法律	計画の認定の取消し	第58条	
398	都市整備部 管理課	道路法	他の工作物管理者の工事施行命令	第21条	
399	都市整備部 管理課	道路法	工事原因者への工事施行命令	第22条第1項	
400	都市整備部 管理課	道路法	道路占用料の徴収	第39条第1項	
401	都市整備部 管理課	道路法	原状回復に代る措置の指示	第40条第2項	
402	都市整備部 管理課	道路法	車両積載物の落下予防等措置命令	第43条の2	
403	都市整備部 管理課	道路法	工作物管理者の危険防止措置命令	第44条第4項	
404	都市整備部 管理課	道路法	違反車両の通行中止等の措置命令	第47条の3第1項	
405	都市整備部 管理課	道路法	道路に関する必要な措置命令	第47条の3第2項	
406	都市整備部 管理課	道路法	道路保全立体区域内での措置命令	第48条第2項	
407	都市整備部 管理課	道路法	行為の中止、物件の除却等の命令	第48条第4項	
408	都市整備部 管理課	道路法	連結料の徴収	第48条の7第1項	
409	都市整備部 管理課	道路法	通行の中止その他の措置命令	第48条の16	
410	都市整備部 管理課	道路法	原因者への工事費用負担命令	第58条第1項	
411	都市整備部 管理課	道路法	原因者への工事費用負担命令	第59条第3項	
412	都市整備部 管理課	道路法	工作物管理者への費用負担命令	第60条	
413	都市整備部 管理課	道路法	受益者への工事費用負担命令	第61条第1項	
414	都市整備部 管理課	道路法	非常災害時の土地の収用、処分	第68条第1項	
415	都市整備部 管理課	道路法	非常災害時の防ぎよ従事命令	第68条第2項	
416	都市整備部 管理課	道路法	許可等の取消し、工作物除去命令等	第71条第1項	
417	都市整備部 管理課	道路法	許可等の取消し、工作物除去命令等	第71条第2項	
418	都市整備部 管理課	道路法	負担金等の督促	第73条第1項	
419	都市整備部 管理課	道路法	道路予定区域における道路占用料の徴収(第39条第1項の準用)	第91条第2項	
420	都市整備部 管理課	道路法	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示(第40条第2項の準用)	第91条第2項	
421	都市整備部 管理課	道路法	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令(第44条第4項の準用)	第91条第2項	
422	都市整備部 管理課	道路法	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令(第48条第2項の準用)	第91条第2項	
423	都市整備部 管理課	道路法	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令(第48条第4項の準用)	第91条第2項	

松江市法適用処分一覧【不利益処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特例条例根拠
424	都市整備部 管理課	道路法	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第1項の準用)	第91条第2項	
425	都市整備部 管理課	道路法	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第2項の準用)	第91条第2項	
426	都市整備部 管理課	幹線道路の沿道の整備に関する法律	改善命令及び指定の取消し	第13条の5第2項及び第3項	
427	都市整備部 河川課	河川法	工事原因者に対する工事施行命令	第100条において準用する第18条	
428	都市整備部 河川課	河川法	洪水時等における業務従事命令	第100条において準用する第22条第2項	
429	都市整備部 河川課	河川法	工作物用途廃止後の原状回復命令	第100条において準用する第31条第2項	
430	都市整備部 河川課	河川法	流水占用料等の徴収	第100条において準用する第32条第1項	
431	都市整備部 河川課	河川法	河川の従前の機能の維持の指示	第100条において準用する第44条第1項	
432	都市整備部 河川課	河川法	ダムの操作規程の変更命令	第100条において準用する第47条第4項	
433	都市整備部 河川課	河川法	洪水調節のための指示	第100条において準用する第52条	
434	都市整備部 河川課	河川法	工事費用の原因者への負担命令	第100条において準用する第67条	
435	都市整備部 河川課	河川法	附帯工事費用の原因者負担命令	第100条において準用する第68条第2項	
436	都市整備部 河川課	河川法	工事費用の受益者への負担命令	第100条において準用する第70条第1項	
437	都市整備部 河川課	河川法	負担金等の督促	第100条において準用する第74条第1項	
438	都市整備部 河川課	河川法	延滞金の徴収	第100条において準用する第74条第5項	
439	都市整備部 河川課	河川法	許可等の取消し、工事中止命令等	第100条において準用する第75条第1項	
440	都市整備部 河川課	河川法	許可等の取消し、工事中止命令等	第100条において準用する第75条第2項	
441	都市整備部 河川課	河川法	損失補償額の原因者への負担命令	第100条において準用する第76条第3項	
442	消防本部 予防課	消防法	屋外における火災予防に必要な措置の命令	第3条第1項	
443	消防本部 予防課	消防法	防火対象物の改修、除去等の命令	第5条第1項	
444	消防本部 予防課	消防法	防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令	第5条の2第1項	
445	消防本部 予防課	消防法	防火対象物における火災予防に必要な措置の命令	第5条の3第1項	
446	消防本部 予防課	消防法	消防職員が行う防火対象物における火災予防に必要な措置の命令	第5条の3第2項	
447	消防本部 予防課	消防法	防火管理者を定めるべき旨の命令	第8条第3項(第36条第1項において準用する場合を含む。)	
448	消防本部 予防課	消防法	防火管理上必要な措置の命令	第8条第4項(第36条第1項において準用する場合を含む。)	
449	消防本部 予防課	消防法	共同防火管理協議事項協議命令	第8条の2第3項(第36条第1項において準用する場合を含む。)	
450	消防本部 予防課	消防法	防火対象物定期点検適合表示の除去等の命令	第8条の2の2第4項(第36条第1項において準用する場合を含む。)	
451	消防本部 予防課	消防法	防火対象物定期点検報告制度の特例認定の取消し	第8条の2の3第6項(第36条第1項において準用する場合を含む。)	
452	消防本部 予防課	消防法	防火対象物定期点検報告制度の特例認定表示の除去等の命令	第8条の2の3第8項(第36条第1項において準用する場合を含む。)	
453	消防本部 予防課	消防法	自衛消防組織の設置命令	第8条の2の5第3項	
454	消防本部 予防課	消防法	危険物の貯蔵、取扱に関する命令	第11条の5第1項	
455	消防本部 予防課	消防法	移動タンク貯蔵所に関する命令	第11条の5第2項	
456	消防本部 予防課	消防法	危険物施設の位置等の措置命令	第12条第2項	
457	消防本部 予防課	消防法	危険物施設の許可取消し、使用停止	第12条の2第1項	
458	消防本部 予防課	消防法	危険物施設の使用停止命令	第12条の2第2項	
459	消防本部 予防課	消防法	危険物施設の緊急使用停止命令等	第12条の3第1項	

松江市法適用処分一覧【不利益処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特別条例根拠
460	消防本部 予防課	消防法	危険物保安統括管理者等解任命令	第13条の24第1項	
461	消防本部 予防課	消防法	予防規程の変更命令	第14条の2第3項	
462	消防本部 予防課	消防法	事故時の応急措置命令	第16条の3第3項	
463	消防本部 予防課	消防法	事故時の応急措置命令	第16条の3第4項	
464	消防本部 予防課	消防法	無許可施設等に対する措置命令	第16条の6第1項	
465	消防本部 予防課	消防法	消防用設備等の設置維持命令	第17条の4第1項	
466	消防本部 予防課	消防法	特殊消防用設備等の設置維持命令	第17条の4第2項	
467	消防本部 予防課	火薬類取締法施行規則	指定の取消し	第67条の7第3項	○
468	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	許可の取消し	第9条	○
469	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	第一種製造者の製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従って製造すべきことの命令	第11条第3項	○
470	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	第二種製造者の製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従って製造すべきことの命令	第12条第3項	○
471	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	技術上の基準に従って貯蔵すべきことの命令	第15条第2項	○
472	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことの命令	第18条第3項	○
473	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	技術上の基準に従って販売すべきことの命令	第20条の6第2項	○
474	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	必要な措置をとるべきことの命令	第22条第3項	○
475	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従って消費すべきことの命令	第24条の3第3項	○
476	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	危害予防規程の変更の命令	第26条第2項	○
477	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	危害予防規程の遵守又は遵守のための必要な措置をとるべきことの命令	第26条第4項	○
478	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	保安教育計画の変更の命令	第27条第2項	○
479	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	解任の命令	第34条	○
480	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	許可の取消し又は製造等の停止の命令	第38条第1項	○
481	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	製造等の停止の命令	第38条第2項	○
482	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	緊急の措置(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第6条の液化石油ガス販売事業者の液化石油ガスの販売に係るもの及び同法第2条第2項の一般消費者等の液化石油ガスの貯蔵又は消費に係るものを除く。)	第39条	○
483	消防本部 予防課	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	充てん設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従って充てんすべきことの命令	第37条の5第3項	○
484	消防本部 予防課	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	許可の取消し及び使用の停止の命令(充てん設備に係るものに限る。)	第37条の7第1項	○
485	消防本部 予防課	火薬類取締法	技術上の基準に従って貯蔵すべきことの命令(火薬類取締法施行規則第15条の表(2)から(4)までに規定する場所において貯蔵している火薬類に関するものに限る。)	第11条第3項	○
486	消防本部 予防課	火薬類取締法	許可の取消し	第17条第3項	○
487	消防本部 予防課	火薬類取締法	許可の取消し	第25条第3項	○
488	消防本部 予防課	火薬類取締法	火薬類取扱保安責任者若しくはその代理者又は火薬類取扱副保安責任者の解任の命令	第34条第2項	○
489	消防本部 予防課	火薬類取締法	安定度試験の実施の命令	第36条第2項	○
490	消防本部 予防課	火薬類取締法	消費又は廃棄の一時禁止又は制限	第45条第2号	○
491	消防本部 予防課	火薬類取締法	火薬類の所在場所の変更又は廃棄の命令	第45条第3号	○
492	消防本部 予防課	火薬類取締法	火薬類の収去の命令	第45条第4号	○
493	教育委員会 学校管理課	学校施設の確保に関する政令	学校施設の返還命令	第4条	
494	教育委員会 学校管理課	学校施設の確保に関する政令	学校施設にある工作物等移転命令	第15条	
495	教育委員会 生涯学習課	社会教育法	公民館の事業・行為の停止命令	第40条第1項	
496	監査委員事務局	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律	職員団体規約の認証の取消し	第8条第1項	
497	監査委員事務局	地方公務員法	職員団体の登録取消し、効力停止	第53条第6項	
498	農業委員会事務局	農地法	農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等	第3条の2第1項及び第2項	
499	農業委員会事務局	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令	特定農地貸付の承認の取消し	第4条第3項	
500	農業委員会事務局	農地法	許可の取消し	第3条の2第2項	○

松江市法適用処分一覧【不利益処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特例条例根拠
501	農業委員会事務局	農地法	許可の取消し、その条件の変更若しくは新たな条件の付加又は行為の停止の命令若しくは原状回復等の措置を講ずることの命令	第51条第1項	○
502	上下水道局	都市計画法	受益者負担金の徴収	第75条第1項	
503	上下水道局	都市計画法	受益者負担金の督促	第75条第3項	
504	上下水道局	下水道法	水洗便所への改造命令	第11条の3第3項	
505	上下水道局	下水道法	水洗便所への改造命令	第11条の3第4項	
506	上下水道局	下水道法	特定施設の設置計画の廃止命令等	第12条の5	
507	上下水道局	下水道法	特定事業場の事故時の応急措置の命令	第12条の9第2項	
508	上下水道局	下水道法	施設損傷者への工事費用負担命令	第18条	
509	上下水道局	下水道法	汚濁原因者への費用負担命令	第18条の2	
510	上下水道局	下水道法	改築工事原因者への費用負担命令	第19条	
511	上下水道局	下水道法	下水の排除の停止命令等	第37条の2	
512	上下水道局	下水道法	許可等の取消し、工事中止命令等	第38条第1項	
513	上下水道局	下水道法	許可等の取消し、工事中止命令等	第38条第2項	
514	上下水道局	下水道法	補償金の原因者に対する負担命令	第38条第6項	
515	上下水道局 業務部 総務課	水道法	専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水停止の命令	第37条	○